

平成30年度

坂戸市受託事業

市民後見啓発事業講演会

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害、発達障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方の権利を守る援助者等を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

近年、その成年後見制度の担い手となる市民後見人の養成・育成が必要とされています。

成年後見制度や市民後見人が日々の暮らしの中で活用できることを知っていただき、誰もが安心して暮らせる地域づくりの第一歩となるよう講演会を開催します。

日 時 平成31年3月13日（水）

午後1時30分から午後4時まで

場 所 坂戸市ワークプラザ 会議室（3階）

坂戸市石井2327-5

参加対象 坂戸市在住・在勤の方

内 容 終活落語 「相続ココだけの話」

講師 公認会計士・税理士・社会人落語家

【相続専門】石倉公認会計士事務所 代表

参遊亭 英遊（石倉 英樹）氏



基調講演

～新しい支えあいの仕組み～『市民後見人を学ぶ』

講師 一般社団法人全国地域生活支援機構 代表理事

金原 和也 氏

パネルディスカッション

～成年後見制度を巡る諸問題と市民後見人に求められる役割～

パネリスト 一般社団法人全国地域生活支援機構 代表理事

（予定） 金原 和也 氏

【相続専門】石倉公認会計士事務所 代表

参遊亭 英遊（石倉 英樹）氏 ほか

※講演会終了後、個別相談会を予定しております。

申込み

坂戸市社会福祉協議会まで ☎283-1597

